

国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則

平成16年4月1日
規則第50号

最終改正 令和7年3月25日規則第92号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、高知大学における教員の任期に関し必要な事項を定める。

(任期を定めて採用等する教員の職等)

第2条 法第5条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用等する教員の任期は、次に掲げるとおりとする。ただし、外国人講師を除く。

- (1) 法第4条第1項第1号に基づき、任期を定めて採用等する教員は、別表1に定めるとおりとする。
- (2) 法第4条第1項第2号に基づき、任期を定めて採用等する教員は、別表2に定めるとおりとする。
- (3) 法第4条第1項第3号に基づき、任期を定めて採用等する教員は、別表3に定めるとおりとする。

(採用等される者の同意)

第3条 任期を定めて採用等する場合には、別紙様式により、当該採用等される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第4条 教員を再任しようとする場合、その可否は、当該教員の任期中の業績審査に基づき、教授会等又は教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとし、その審査の方法、項目等審査のために必要な事項については、教授会等又は教育研究評議会の審議を経て学長が別に定める。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 診療活動に関する事項
- (4) 本学の管理運営、社会への貢献等に関する事項

(規則の公表)

第5条 この規則を制定又は改正したときは、学内外に対し広く周知を図るものとする。

(退職制限の排除)

第6条 第2条の規定により定められた任期については、教員が当該任期中にその意思により退職することを妨げるものではない。

(定年との関係)

第7条 国立大学法人高知大学職員の定年規則（平成16年規則第24号）の規定による定年は、この規則の規定による任期に優先して適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に高知大学における教員の任期に関する規則に基づき任期を定めて任用されていた者については、この規則により任期を定めて採用等された教員とみなす。
- 3 前項により任期付き教員として採用等された者の任期は、別表の規定にかかわらず旧任期付き任用者としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年11月18日から施行する。
- 2 第2条第3号別表3の国際・地域連携センターの規定は、平成17年4月1日から採用される者について適用する。
- 3 第2条第3号別表3の海洋コア総合研究センターの規定は、平成17年10月1日から採用される者について適用する。
- 4 第2条第1号別表1の理学部の規定は、平成18年4月1日以降に採用される者について適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 12 月 11 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 号別表 1 の総合情報センター（図書館）の規定は、平成 19 年 1 月 1 日以降に採用される者について適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 号別表 1 に掲げる教員であって、この規則の施行日の前日に助教授又は助手の職にあった者については、この規則により准教授又は助教として、任期を定めて採用等された教員とみなす。
- 3 前項により任期を定めて採用等された教員の任期は、別表 1 の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に適用を受けていた教員の任期に関する規則による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第 2 項に掲げる者からこの規則の施行日以前に提出された同意書については、なお効力を有するものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 118 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 号別表 1 の規定は、この規則の施行日の前日に在職する者にあつては、改正前の国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（以下「任期に関する規則」という。）に基づき任期を定めて採用等された者以外のものには適用しない。
- 3 第 2 条第 1 号別表 1 に掲げる教員であって、改正前の任期に関する規則に基づき任期を定めて採用等された者については、この規則により任期を定めて採用等された教員とみなす。
- 4 前項により任期を定めて採用等された教員の任期は、第 2 条第 1 号別表 1 の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に適用を受けていた任期に関する規則による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 第 3 項に掲げる者からこの規則の施行日以前に提出された同意書については、なお効力を有するものとする。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 114 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日規則第 111 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。

- 2 この規則の施行日前日に改正前の別表1の規定に基づき任期を定めて在職し、施行日以後も引き続き在職する者の任期に関する事項については、なお従前の例によるものとし、再任に関する事項については、改正後の別表1の再任に関する事項の欄の規定を適用する。

附 則（平成28年3月30日規則第155号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第103号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表1に掲げる教員であって、改正前の国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（以下「任期に関する規則」という。）に基づき任期を定めて採用等された者については、改正後の任期に関する規則により任期を定めて採用等された教員とみなす。
- 3 前項により任期を定めて採用等された教員の任期は、別表1の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に適用を受けていた任期に関する規則による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第2項に掲げる者からこの規則の施行日前に提出された同意書については、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月28日規則第85号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 別表1に掲げる教員であって、改正前の国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（以下「任期に関する規則」という。）に基づき任期を定めて採用等された者については、改正後の任期に関する規則により任期を定めて採用等された教員とみなす。
- 3 前項により任期を定めて採用等された教員の任期は、別表1の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に適用を受けていた任期に関する規則による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第2項に掲げる者からこの規則の施行日前に提出された同意書については、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年9月26日規則第44号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日規則第 96 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に発議される教員人事（医学部附属病院が要請し医学部附属病院教員選考会議が人事案を確定する人事を含む。以下同じ。）から適用する。ただし、昇任人事として発議される教員人事については、当分の間、なお従前の例による。
- 2 別表 1 に掲げる教員であって、改正前の国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（以下「任期に関する規則」という。）に基づき任期を定めて採用等された者については、改正後の任期に関する規則により任期を定めて採用等された教員とみなす。
- 3 前項により任期を定めて採用等された教員の任期は、別表 1 の規定にかかわらず、改正前の任期に関する規則による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第 2 項に掲げる者からこの規則の施行日前に提出された同意書については、なお効力を有するものとする。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則 92 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に発議される教員人事（医学部附属病院が要請し医学部附属病院教員選考会議が人事案を確定する人事を含む。以下同じ。）から適用する。ただし、昇任人事として発議される教員人事については、当分の間、なお従前の例による。
- 2 別表 1 に掲げる教員であって、改正前の国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（以下「任期に関する規則」という。）に基づき任期を定めて採用等された者については、改正後の任期に関する規則により任期を定めて採用等された教員とみなす。
- 3 前項により任期を定めて採用等された教員の任期は、別表 1 の規定にかかわらず、改正前の任期に関する規則による任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第 2 項に掲げる者からこの規則の施行日前に提出された同意書については、なお効力を有するものとする。

別表1（第2条第1号関係）

教育研究組織の名称	職名	任期	再任に関する事項
人文社会科学部、教育学部、理工学部、農林海洋科学部、地域協働学部及び総合人間科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻	講師 助教	5年 5年	再任可。 再任後は 任期を付 さない。
医学部	教授 准教授 講師 助教	5年 5年 5年 5年	再任可。 再任後は 任期を付 さない。

備考

- 1 表の教育研究組織の名称欄に掲げる組織の基幹教員又は専任教員として職名欄に掲げる職に採用等する教員について、任期欄に掲げる任期を定める。ただし、募集に当たって、採用等しようとする学部等の特性又は専門分野の特性及び当該専門分野の公募状況等を総合的に充分考慮し、法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて採用等することが不適当と学長が認める場合は、任期を定めないものとする。

別表2（第2条第2号関係）

該当なし

別表3（第2条第3号関係）

教育研究組織の名称		職名	任期	再任に関する事項
部局等名	学科、講座、研究部門等			
次世代地域創造センター	学長裁量プロジェクト	教授	2年	再任なし
国際連携推進センター	学長裁量プロジェクト	教授	2年	再任なし
海洋コア国際研究所	学長裁量プロジェクト	教授	5年	再任なし

別紙様式(第3条関係)

同 意 書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

氏 名 (自 署)

私は、国立大学法人高知大学〇〇〇〇(△△基幹教員又は専任教員)に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第5条第2項及び国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則(平成16年4月1日施行)第2条の規定に基づき、下記のとおり任期により採用等されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

注：〇〇〇〇の箇所には、所属及び職名を記入し、△△の箇所には、基幹教員又は専任教員となる別表1に掲げる教育研究組織の名称を記入すること。規則第2条第3号の規定により採用する場合は、(△△基幹教員)の後に括弧を付して計画の名称を付すものとする。